

独立行政法人放射線医学総合研究所定年制職員等退職手当規程

平成18年4月1日

18規程第94号

最終改正 平成21年3月30日

21規程第25号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人放射線医学総合研究所定年制職員就業規則（以下「就業規則」という。）第53条の規定に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する定年制職員及び任期付研究職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(支給範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の支払)

第3条 この規程による退職手当は、その全額を、現金で、直接この規程の定めるところによりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

(1) 法令で定められたもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に規定する労使協定により定められたもの

2 前項の規定にかかわらず、支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法、若しくは銀行その他の金融機関によって振り出された当該銀行その他の金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法により支払うものとする。

3 退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第12条までの規定により計算し

た退職手当の基本額に、第13条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(普通退職及び自己の都合による退職の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者並びに就業規則第34条第1号から第3号及び第5号のいずれかの規定により解雇された者(懲戒解雇の場合を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第32条の規定により退職した者若しくは25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を

除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 就業規則第34条第4号により退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、就業規則第32条の規定により退職した者若しくは25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定(俸給月額を改定する独立行政法人放射線医学総合研究所給与規程が施行された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日俸給月額に、①に掲げる割合から②に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ① その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
 - ② 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第16条第4項、第17条第1項、第18条第1項又は第3項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の定めるところによる退職手当の支給を受けたこと又は第16条第1項に規定する国等の職員、第17条第1項に規定する他の独立行政法人等、第17条第2項に規定する役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第18条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずるものに該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第16条第1項に規定する国等の職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第15条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員としての引き続いた在職期間
- (3) 第16条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国等の職員としての引き続いた在職期間
- (4) 第17条第2項の規定により引き続いた在職期間に含むものとされた他の独立行政法人等の役員としての引き続いた在職期間
- (5) 第18条第2項の規定により引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間
- (6) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第9条 第7条第1項に規定する者（任期が満了することにより退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日に定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第	及び特定減額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の

1 項 第 1 号	前俸給月額	日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第8条第1項第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第8条第1項第2号②	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第10条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第11条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号②に掲げる同項各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前俸給月額に第8条第1項第2号②に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第12条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条	第5条から第7条まで	前条の規定により読み替えて適用する第7条

	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第5条の
第11条	第8条第1項の	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の
	同項第2号②	第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号②
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているそのものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているそのものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	第8条第1項第2号②	第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号②
	及び退職日前俸給月額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第9条の規定により読み替えて適用する同号②に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第13条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（第15条第4項各号に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。））ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 54,150円

- (2) 第2号区分 50,000円
- (3) 第3号区分 45,850円
- (4) 第4号区分 41,700円
- (5) 第5号区分 33,350円
- (6) 第6号区分 25,000円
- (7) 第7号区分 20,850円
- (8) 第8号区分 16,700円
- (9) 第9号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号から第6号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級、その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して別表に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第7号まで又は第9号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第8号に掲げる職員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し、次の各号のとおり定める。

(1) 退職した者が同一の月において、二以上の俸給表の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(2) 前号の規定により、退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は当該月において、当該職員の区分のうち調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

(3) 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(退職手当の額にかかる特例)

第14条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額

に満たないときは、第4条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「俸給月額」とは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第15条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第18条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。ただし退職手当が支給された期間については、従前のおり、在職期間から除く。

4 前3項の規定による在職期間のうち次に掲げる現実に職務を執ることを要しない期間のある月(現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。)が一以上あったときは、当該各号に規定する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- (1) 就業規則第39条第1項第1号の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、第2号、第3号及び第5号の規定による休職 その月数の2分の1に相当する月数
- (2) 就業規則第47条第4号の規定による出勤停止 その月数の2分の1に相当する月数
- (3) 独立行政法人放射線医学総合研究所定年制職員育児・介護休業規程(18規程第84号)第4条の規定による育児休業 当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあってはその月数の3分の1、それ以外の期間にあってはその月数の2分の1に相当する月数

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおけるその者の地方公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、地方公務員が退職等により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病による退職又は死亡に係る部分に限る。）又は第7条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国等の職員として在職した後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第16条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続き次に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者又は役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国等の職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続き再び職員となった者の前条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、第2号から第5号までに掲げる機関にあっては、研究所の在職期間を当該機関の勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- （1）国
- （2）特定独立行政法人
- （3）地方公共団体
- （4）国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等

- 2 国等の職員が国等の機関の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国等の職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き国等の職員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 国等の職員がその身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（他の独立行政法人等の役員としての在職期間の通算）

第17条 職員が、引き続き他の独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「他の独立行政法人等という。」）の役員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の独立行政法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の独立行

政法人等における役職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 職員としての引き続いた在職期間には、他の独立行政法人等の役職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の独立行政法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の独立行政法人等の役職員としての退職手当を支給されて退職した者（不支給事由に該当するために退職手当を支給されなかった者を含む。）については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。

（退職手当の支給制限）

第18条 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職した者（第7条第1項に規定する場合を除く。）
- (2) 就業規則第46条の規定により懲戒解雇された者
- (3) 退職した日から支給日までの間において、在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事由が発覚した者

- 2 退職手当のうち、第13条の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第5条第1項及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で理事長が定めるもの

- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

- 4 退職した職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職した職員の在職中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しないことができる。

- 5 退職した職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該職員の在職中の職務に関し、懲戒による解雇を受ける事由等に相当する事実が明らかになり、かつ、当該職員が死亡している場合は、遺族に対し退職手当の全部又は一部の支給を制限することができる。

- 6 前2項の規定により支給制限すべき退職手当の額の範囲、支給制限の手續その他支給制限に関し必要な事項は、理事長が定める。

（遺族の範囲及び順位）

第19条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつ

た者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第20条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第21条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。次項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が起訴在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の返納)

第22条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為につき懲戒解雇を受ける事由等に相当する事実が明らかになったときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

2 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為につき懲戒解雇を受ける事由等に相当する事実が明らかになり、かつ、当該職員が死亡している場合は、遺族に対し退職手当の全部又は一部の返納を命ずることができる。

3 前2項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手續その他返納に関

し必要な事項は、理事長が定める。

(実施規定)

第23条 この規程に定める退職手当は、退職手当法の適用を受ける国家公務員の退職手当の基準を考慮して、必要な改正その他の措置を講ずるものとする。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行期日前に従前の研究所の職員であった者であつて、この規程の施行期日において研究所の職員となった者のこの規程の第15条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

第3条 施行期日前に従前の研究所の職員であった者であつて、この規程の施行期日において研究所の職員となった者が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

第4条 この規程の第16条第1項に規定する国等の職員が、国等の要請に応じ、引き続いて施行期日前に従前の研究所の職員となり、かつ、引き続き施行期日に研究所の職員となり、かつ、引き続いて国等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国等における勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

第5条 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、この規程の第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

第6条 当分の間、36年の期間勤務して退職した者であつて、この規程の第5条の規定に該当する退職をした者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年とみなして前条の規定の

例により計算して得られた額とする。

第7条 当分の間、35年を超える期間勤務して退職した者であって、この規程の第7条の規定に該当する退職をした者の退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第5条の規定の例により計算して得られた額とする。

第8条 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第5条の規定の例により計算して得られる額とする。

第9条 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の変額改定によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、この規程の第14条第2項に規定する俸給月額に含まれる俸給の月額については、この限りでない。

第10条 職員が退職した場合において、その者がこの規程の施行期日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における級号俸に対応する附則別表に定める俸給月額を基礎として、国家公務員退職手当法第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額が、この規程による第4条から第14条まで及び附則第5条から第8条までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

第11条 職員が施行期日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が施行期日の前日における級号俸に対応する附則別表に定める俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして国家公務員退職手当法第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧法令退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当の額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）

- ① この規程の第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
 - ② 新規程退職手当額から旧法令退職手当額を控除した額
- (2) 施行期日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）
- ① この規程の第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
 - ② 新規程退職手当額から旧法令退職手当額を控除した額
- (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの
次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合は、500,000円）
- ① この規程の第13条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
 - ② 新規程退職手当額から旧法令退職手当額を控除した額

第12条 基礎在職期間の初日が施行期日前である者に対するこの規程の第8条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（施行日以後の期間に限る。）」とする。

2 職員を退職した者で、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、職員以外の職員としての在職期間が含まれるものに対するこの規程の第8条の規定の適用については、その者が当該職員以外の職員として受けた俸給月額、同条第1項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。

第13条 この規程の第13条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の条欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第4項第3号②	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

附 則(平成19年3月8日 19規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月12日 20規程第4号)

第1条 この規程は、平成20年2月12日から施行する。ただし、この規程の第15条第4項第1号の適用日は平成18年4月1日からとする。

附 則(平成21年3月30日 21規程第25号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表

職員の区分	適用される俸給表及び職務の級等
第1号区分	一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの 二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの 三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの 四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第2号区分	一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの 二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち役職手当I種を受けていたもの 三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち役職手当I種を受けていたもの 四 平成18年4月以後の第1号任期付研究職員俸給表の適用を受けていた者で同表五号俸の俸給月額を受けていたもの 五 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの
第3号区分	一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの

	<p>二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち役職手当Ⅱ種を受けていたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第2号区分の項第三号に掲げる者を除く。）のうち役職手当Ⅱ種を受けていたもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第4号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち役職手当Ⅲ種を受けていたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第2号区分の項第三号及び第3号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>六 平成18年4月以後の第1号任期付研究職員俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第2号区分の項第二号、第3号区分の項第二号及び第4号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>六 平成18年4月以後の第1号任期付研究職員俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>

第6号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち理事長の定めるもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち理事長の定めるもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>六 平成18年4月以後の第1号任期付研究職員俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第6号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第6号区分の項第四号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>六 平成18年4月以後の第1号任期付研究職員俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の事務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の研究職・技術職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち理事長の定めるもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち理事長の定めるもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち理事長の定めるもの又</p>

	<p>は三級若しくは四級であつたもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち理事長の定めるもの又は三級であつたもの</p> <p>六 平成18年4月以後の第2号任期付研究職員俸給表の適用を受けていた者</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして理事長の定めるもの</p>
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者